

米子市感染症総合対策会議
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年7月20日(月)

午前9時30分から

場所 本庁4階 401会議室

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 議 事

(1) これまでの経過と課題について

資料1 本市の現状と取組

(2) 今後の取組について

資料2 当面取り組むべき施策の方向性

資料3 地域未来構想 20 について

資料4 新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ、3つの宣言

(3) その他

4 その他

5 閉 会

【参 考】対策本部等の開催状況

1月23日(木)	緊急幹部会議
1月27日(月)	庁議(情報共有)
1月30日(木)	第1回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
1月31日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月 3日(月)	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
2月17日(月)	庁議(情報共有)
2月20日(木)	全員協議会(情報共有)
2月25日(火)	庁議(情報共有)
2月28日(金)	緊急庁議(小中学校休校へ)
3月 3日(火)	全員協議会(情報共有)
3月10日(火)	第2回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
3月23日(月)	臨時庁議(イベント方針の変更等)
3月30日(月)	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
4月 6日(月)	庁議(情報共有)
4月10日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第1回)開催(特措法に基づく)
4月13日(月)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第2回)開催(特措法に基づく)
4月17日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第3回)開催(特措法に基づく)
4月19日(日)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第4回)開催(特措法に基づく)
5月 1日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第5回)開催(特措法に基づく)
5月15日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)開催(特措法に基づく)
〃	感染症総合対策会議(第1回)開催
5月27日(水)	第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
〃	感染症総合対策会議(第2回)開催
7月13日(月)	第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

本市の現状と取組

本市の取組

◆二課題

資料 1

分野	4月	5月	6月	現状と課題	
経済・雇用	概要	・外出自粛等により特に観光や飲食、宿泊、運輸業等に影響。	幅広い業種で売上が大きく減少。出張や営業活動も停滞。	特に小売業や製造業などが低調。設備投資や個人ローンも伸びていない。	経済への影響の広がりについて、引き続き関係機関等と連携した現状把握が必要。
	事業者支援	・各業種で売上が減少する一方、支払いのための資金繰りが必要。 商工業振興資金貸付事業 3月補正：利子補給新設	・国の持続化給付金の対象外(売上減50%未満)となった事業者の支援が求められる。 5/1補正：小口利子補給拡大	・非常事態宣言解除により、経済活動の再開がなされるも、業種によって影響にバラつきが見られる。 6/18～事業継続応援給付金受付 6/11補正：預託額を拡大	〔7/14時点〕 申請1,405件、交付決定908件 〔7/14時点〕 セーフティネット保証認定1,356件
	飲食	・緊急事態宣言により外出自粛がすすみ、利用客が大きく減少	・一部店舗が閉店 ・業態変更等含む感染予防対策に配慮した経営が必要とされる。 5/25～飲食業等設備投資応援補助金	・通常営業を再開する店舗も見られるが、時間短縮営業を継続する店舗も見受けられる。 6/12～よなご飲食店応援割引券開始	〔7/14時点〕 取扱店舗数445店 〔7/14時点〕 申請85件、交付決定72件
	観光・宿泊	・旅館の予約状況は対前年比20%程度。 ・ホテルは予約そのものが入らない状況。	・新型コロナの影響を踏まえた「新しい生活様式」に適した経営環境の整備が必要とされる。	・皆生エリアの一部旅館は休業中 ・市民割引による市民の利用が増加 6/16～米子市民割引(～7/31) 6/11～業態多角化支援補助金受付	◆各種支援制度の需要の高まりを受けて、追加対応を行う必要がある。 〔7/16時点〕対象施設数39施設 〔7/16時点〕申請8件

分野		4月	5月	6月	現状と課題
経済・雇用	交通・観光	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通（バス・タクシー）の4月売上は前年同月比5～6割減。 	<ul style="list-style-type: none"> GW 期間中の公共交通機関利用は85%以上の減。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光業の支援として、まずは市民向け市内観光から促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国が行う「GoTo キャンペーン」の動向などを注視しながら、観光振興を図る必要がある。
			5/2～ タク配事業スタート（～9/30）	6/18～わくわくツアー事業者募集	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者数 25 件 〔7/16 時点〕 利用実績 546 件
	イベント	<ul style="list-style-type: none"> イベントの休止が相次ぎ、イベント関連事業者の4月の売上がほぼ消滅。 	<ul style="list-style-type: none"> イベント収入がないため、一部事業者は感染予防関連業務等他の業務を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きイベントがない状態。 年内は厳しい見通し。 6/26地ビールフェスタ再開 	<ul style="list-style-type: none"> ◆イベントの開催促進を通じ、まちのにぎわいの復活により、イベント関連事業者の業務創出を図る必要がある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 経済状況の悪化により、広範囲の多業種にわたり大きな影響。 巣ごもり消費で売上拡大の事業者もある。 各機関が支援策に関する電話窓口設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛等の影響で客足が売上に直結する服飾品小売や土産物店等で売上が大きく減少。 各種支援策の適切な情報提供が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品生産が低調。商品が動いていない。 キャンセルとなっていた催事販売が再開し始めたが、今後の見通しは不明。 相談内容により担当機関等への的確な誘導が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 売上低下からの回復に向けた小売業の経営支援のため、現状把握と市民の消費喚起が求められる。
			チラシの全戸配布、事業一覧表の作成		引き続き情報整理と発信を実施。
			4/10～企業向け経済対策・雇用等に関する電話相談窓口(経済戦略課)		〔7/15 時点〕 相談件数 151 件
			ふるさと納税の仕組で、市の感染症対策事業に対し寄付を受入。		〔7/16 時点〕
			5/22～ふるさとチョイスを使ったふるさと納税の受入		寄付 22 件計 197 万円

分野	4月	5月	6月	現状と課題	
市民生活・福祉	概要	非常事態宣言を受け、外出等の自粛により市民生活、経済状況に大きな影響が出た。	「新しい生活様式」への対応や各機関等の感染予防対策が求められた。	6/19 に全国で移動制限が大きく緩和され、感染予防対策を講じた上での社会経済活動が本格的に再開。	感染予防対策を前提として各種活動が再開されており、今後も段階的な制限緩和が行われる見込み。
	福祉制度	<ul style="list-style-type: none"> ・経済状況悪化により社会福祉協議会に資金貸付の申請が急増。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金の申請が月 233 件とピークに達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限の緩和など、社会経済活動は徐々に再開。緊急小口資金の申請数は 136 件と前月より減少したが、総合支援資金は先月より微増。 	<p>〔4月～6月の実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 531 件、金額 84,850 千円 申請 170 件、金額 89,550 千円
		<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金) 【社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度(総合支援資金) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・家賃相当額を支援する住宅確保給付金の申請が急増。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請が月 40 件とピークに達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前月よりは減少したものの例年より高い水準で申請あり。 	<p>〔4月～6月の実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 96 件（前年同期 3 件）
	<ul style="list-style-type: none"> 住居確保給付金 	<ul style="list-style-type: none"> 5/1 補正:住居確保給付金等を追加対応 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済状況悪化により社会的経済的に影響を受けやすい方への支援が必要とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や、経済状況の悪化による影響を受けやすいひとり親世帯への支援が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯の負担増加や収入減少に対する追加的な支援が必要とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯臨時特別給付金(8月～予定) 	
子育て支援		<ul style="list-style-type: none"> 5/27 補正:児童扶養手当受給者に対する支援給付金 5/1 補正:子育て世帯への臨時特別給付金 	<ul style="list-style-type: none"> 6/19 に給付 6/10 に給付 		

分野	4月	5月	6月	現状と課題	
市民生活・福祉	障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉サービス事業所等への発注が急減。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉サービス事業所等の支援のため、布マスクやティッシュ等を順次発注 	〔7/16時点〕 21事業所へ計1,709千円分発注	
		5/1 補正: 障がい福祉サービス事業所等支援事業	6/11 補正: 追加支援		
	市民生活	<ul style="list-style-type: none"> 経済状況悪化の影響を受けた全市民への幅広い支援が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請分を5/18から順次支給。郵送申請は5/20から受付開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内チラシ等により、制度や申請方法等を周知。 	〔7/15時点〕 申請66,077件(対象の98%) 8月19日まで申請受付
		5/1 補正: 特別定額給付金		市民生活の回復とまちのにぎわいの復活のため、地域活動の再開と活性化が求められる。	
消費生活	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛の動きが強まり、市民の消費マインドが低下。さまざまな業種にも影響。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が解除されるが、外出等の自粛ムードが続く。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済活動が徐々に再開されるが、消費マインドの回復が遅れており消費活動は鈍い。 	地域社会の維持を図るため、地域経済の動向について引き続き注視していく必要がある。	
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄のマスク等を医療機関はじめ各機関に配布。公民館等公共施設が休館となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設が段階的に再開。感染予防物品を整備、備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害シーズンを前に、指定避難所等における感染予防の対策と物品整備が求められる。 	6/11 補正: 避難所用物品整備 6/30 補正: 追加整備 7/11 整備完了。	
		5/1 補正: 物品整備	5月中に整備完了。		

分野		4月	5月	6月	現状と課題														
教育ほか	概要	3月に続いて臨時休校となり、家庭でオンライン学習等が取り組まれる。	学校再開。感染症に関する情報の整理と発信が課題となる。	学校行事の取りやめ等により休校中の学習の遅れを取り戻している。夏季に向け適切な感染予防が必要とされる。	休校を補うため夏季休業期間を変更。														
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に必要な物品の整備が必要とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> マスクや非接触型体温計などを整備 <p>5/1 補正: 学校保健事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 換気の徹底など3密の回避により感染予防に取り組んでいる。 <p>6月中に整備を完了</p>	変更後の1学期終業式・2学期始業式 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>終業式</th> <th>始業式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>1~5年</td> <td>7/22</td> <td rowspan="2">8/24</td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td>7/28</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学校</td> <td>7/31</td> <td>予定通り(学校による)</td> </tr> </tbody> </table>			終業式	始業式	小学校	1~5年	7/22	8/24	6年	7/28	中学校		7/31	予定通り(学校による)
				終業式	始業式														
	小学校	1~5年	7/22	8/24															
6年		7/28																	
中学校		7/31	予定通り(学校による)																
<ul style="list-style-type: none"> 家庭学習支援のため貸出用通信機器等の整備が求められる。 	<p>5/1 補正: いい学び推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ICT支援員を増配置。 	引き続き校内の環境整備を進める。 ↓ ◆学力低下防止や感染第2波に備えGIGAスクール構想の推進により、児童生徒用端末の整備を図る																
その他	<ul style="list-style-type: none"> 各機関から感染症関連の情報が出され、整理が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症関連の情報整理と発信に取り組む。 <p>チラシの全戸配布、事業一覧表の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> チラシの全戸配布、事業一覧表の作成をすすめ、随時更新を行う。 	引き続き情報整理と発信を行う。															
	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に感染症に関する差別的な事象が問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長メッセージや公式SNSを通じた啓発と相談窓口を周知。 <p>さまざまな手法による啓発の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市報への掲載やポスター、チラシの配布等を通じて啓発を継続実施。 	◆人権侵害防止のための啓発活動の一層の推進を図る 引き続き啓発活動を行う。															

〔参考〕 各種データ

2020年		3月	(前年同月比)	4月	(前年同月比)	5月	(前年同月比)	備考
雇用	有効求人倍率	1.64	▲0.46	1.44	▲0.48	1.23	▲0.66	ハローワーク米子業務月報より 西部圏域の数値
	個人消費	—	▲6.3%	—	▲10.0%	—	▲10.4%	・日本銀行松江支店が鳥取、島根 の計数を集計
経済	百貨店売上高							(単位：百万円) 数値は、百貨店協会発表による 日本経済新聞社調べによるもの
	JU高島屋	305	▲16.9%	202	▲38.2%	219	▲39.7%	
	米子しんまち 天満屋	400	▲25.2%	271	▲35.6%	280	▲32.4%	
観光・交通	イベント件数	○イベントのキャンセル状況（令和2年2月～5月） ・音楽、婚活系イベント 122件 ・物販系イベント 46件						公会堂、文化ホール、 淀江文化センター、 コンベンションセンターの計
	航空機搭乗者数	22,590	▲57.2%	3,805	▲91.7%	2,468	▲95.3%	鳥取県の統計より米子空港分
	JR乗車率等	○令和2年4月 ・山陰地区在来線特急利用状況（前年同月比▲95%） ・山陰主要駅近距離券売機発売枚数（前年同月比▲85%） ○ゴールデンウィーク期間の利用状況（4/24-5/6） ・やくも（前年同月比▲94%） ・サンライズ出雲（前年同月比▲87%）						JR西日本HPより

2020年		3月	(前年同月比)	4月	(前年同月比)	5月	(前年同月比)	6月	(前年同月比)
市民生活	生活保護 申請件数	39	+8	23	▲7	16	▲23	17	▲6
	住居確保給付金 申請件数	1	±0	36	+36	40	+39	20	+18

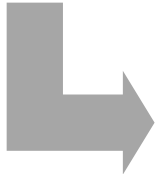
当面取り組むべき施策の方向性

総論

感染拡大の第二波に対してはこれまでと異なる対応が求められることも念頭に、引き続き十分な感染予防に取り組みつつ、市民生活と経済活動の回復に向けて必要となる支援策等について準備を進める。

〔経済・雇用〕

□ まちに活気を取り戻すととも影響の大きかった事業者の支援を図る



- ☞ 各種イベントの開催促進や地域プロスポーツを支援し、まちのにぎわいの復活と関連事業者の事業継続支援を図る。
- ☞ 国が行う「GoToキャンペーン」の動向を注視しながら、本市への誘客の取組をすすめる。

□ 感染症により大きな影響を受けた事業者の支援の継続と拡充



- ☞ 事業者の運転資金の更なる需要を支えるため、制度融資資金を大幅に拡大する。
- ☞ 引き続き「新たな生活様式」に対応した飲食事業者の感染症予防の推進を図るとともに、業態転換の取組支援をすすめる。
- ☞ 都市部のテレワーク促進の動きの受け皿となる宿泊事業者の施設整備を継続的に支援する。
- ☞ 市民利用の需要の高まりを受けて、宿泊業緊急支援の追加対応を行う。

〔市民生活・福祉〕

□ 市民生活と経済活動の回復に向けた支援



☞ 各種イベントの開催を促進し、地域の活性化・まちのにぎわいの復活と関連事業者の事業継続支援を図る。

□ 各施設や活動の再開に向けた感染予防対策の継続的推進



☞ 保育所や児童福祉施設、公民館や図書館等の感染症対策を推進する。

〔教育ほか〕

□ 教育機関等における感染症対策の推進



☞ オンライン学習等にも有効である GIGA スクール構想を推進し、必要となる環境を整備する。
☞ 学校や児童クラブ等の感染症対策を推進する。

□ 人権侵害防止のための啓発の推進



☞ 感染症に関する人権侵害を防止するため、その決意を宣言するとともに、啓発活動を一層推進する。

このほか国や県の対応状況等の情報を的確に把握し、今後の社会における必要性・重要性等を見据えながら必要な施策の立案に努める。

地域未来構想 20について

地方創生臨時交付金の交付限度額の算定における「新しい生活様式」等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靱なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮されたものであることを十分に踏まえ、本交付金を活用し、特に地域の未来にコミットする、以下に例示するような政策分野に関連する取組（略称「地域未来構想 20」）を実施することが期待される。ただし、臨時交付金の交付対象は本構想で例示する政策分野に限られない。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行っていただきたい。

(a) 社会的な環境整備

① 3密対策	3密対策を実施したより快適な空間の創造
② 発熱外来	発熱外来ネットワークを整えるためのハード・ソフト両面からの投資
③ キャッシュレス	キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用
④ 行政IT化	行政手続の徹底したオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化
⑤ 防災IT化	新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築
⑥ 脱炭素社会への移行	地域の再エネ/分散型電源の活用による脱炭素化と強靱化
⑦ スーパーシティ	大胆な規制改革を伴う「コロナ対応型スーパーシティ」の前倒し実現
⑧ 地域経済の可視化	RESASで地域経済を「見える化」、データに基づく施策立案を促進

その他

(b) 新たな暮らしのスタイルの確立

⑨ 教育	GIGAスクール構想の更なる加速・強化等による新たな時代に相応しい教育の実現
⑩ 医療	オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための支援
⑪ 地域交通体系	MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備
⑫ 文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス	地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信
⑬ リビングシフト	都市と地域の両方の良さを生かして働く・楽しむスタイルの開拓
⑭ ハートフル	ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりの創出

その他

(c) 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

⑮ 強い農林水産	強い農林水産業及び食料産業の実現に向けた新たな投資促進・労働力確保
⑯ 地域商社、観光地域づくり法人（DMO）	地域商社、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルベンチャー等を通じ、ソーシャルデザインのカモ生かした、地域経済力の強化
⑰ 物流の進化	新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備
⑱ 新たな旅行	「新しい旅行スタイル」実現のため、宿泊、飲食、運送等のトータルな環境整備や新たなビジネス展開の促進
⑲ 商品券・旅行券	3密対策や新たな商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行
⑳ 事業構造改革	地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の徹底推進

その他

新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ、3つの宣言

・感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。「自分が感染したら・・・」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思ふ事は、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。

・感染者の出た職場や家族を非難しない

感染者だけでなく、その職場、家族などへの誹謗中傷や差別的な言動は、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げになることを認識しましょう。

・風評被害を防ごう

感染していないにもかかわらず感染者だという噂を流され、本人のみならず、家族や勤務先が差別被害にあうという事例が見受けられます。

新たな風評被害を生まないために、誤った情報や不確かな情報をむやみに拡散しないようにしましょう。

私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め差別のない社会をめざしましょう。

米子市長 伊 木 隆 司